

平成 24 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 日本テレビ放送網株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 大久保好男
(コード：9404、東証第一部)
問合せ先 総務局総合広報部長 智片健二
(TEL. 03-6215-1111)

会 社 名 株式会社BS日本
代表者名 代表取締役専務 室川治久
問合せ先 総務経理局次長 丸井雅樹
(TEL. 03-5226-0900)

会 社 名 株式会社シーエス日本
代表者名 代表取締役社長 高雄孝昭
問合せ先 総務部総務担当部長 牛山修一郎
(TEL. 03-5275-1100)

**日本テレビ放送網株式会社、株式会社BS日本及び株式会社シーエス日本の
認定放送持株会社体制への移行（会社分割、簡易株式交換及び商号変更）による経営統合に関する
基本合意書の締結並びに日本テレビ放送網株式会社の子会社（分割準備会社）の設立についてのお知らせ**

日本テレビ放送網株式会社（東証第一部 9404、以下「日本テレビ」といいます）、株式会社BS日本（以下「BS日本」といいます）及び株式会社シーエス日本（以下「シーエス日本」といいます）は、平成 24 年 10 月 1 日（予定）を効力発生日として、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）及び株式交換（以下「本株式交換」といいます）、本吸収分割と併せて「本持株会社化」といいます）を併用する方法により、日本テレビを認定放送持株会社とする経営統合を行うことについて基本的な合意に達し、本日開催の各社取締役会において決議の上、経営統合に関する「基本合意書」（以下「本基本合意書」といいます）を締結いたしました。また、日本テレビは、本日開催の取締役会において、平成 24 年 4 月（予定）に分割準備会社として日本テレビが 100%出資する子会社である「日本テレビ分割準備株式会社」（以下「分割準備会社」といいます）を設立することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本持株会社化に伴い、日本テレビは、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、その商号を「日本テレビホールディングス株式会社」（以下「日本テレビホールディングス」といいます）に変更する内容を含む定款変更議案を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。また、日本テレビは、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を 100 株とするため、本吸収分割の効力発生日において、本持株会社化に先立ち、日本テレビ普通株式を 1 株につき 10 株の割合をもって分割する（以下「本株式分割」といいます）とともに、日本テレビの普通株式に係る単元株式数を 10 株から 100 株に変更すること（以下「本単元株式数の変更」といいます）を本日決議しております。本株式分割及び本単元株式数の変更の詳細につきましては、本日付で日本テレビよりお知らせしております「株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

今後、平成 24 年 5 月 10 日（予定）を目処に、日本テレビは、分割準備会社との間で本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）を締結し、また、日本テレビ、BS日本及びシーエス日本は、本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）を締結する予定ですが、その詳細につ

いてはこれらの契約が締結された場合に速やかにお知らせいたします。なお、本持株会社化は、各社の株主総会による承認、関係当局の認可、本株式分割の効力発生等を前提としております。また、日本テレビの認定放送持株会社体制への移行は、放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定が条件となります。

記

I. 本持株会社化による経営統合の背景と目的等

1. 本持株会社化の背景と目的

テレビ放送をはじめとするメディア・コンテンツ産業を取り巻く環境は、デジタル化、ブロードバンド化、モバイル化等に伴う技術革新と、伝送路・デバイスの進化、法制度の変化、さらには日本社会全体の構造変化の中で大きな変革の時期を迎えています。

メディアの中心であるテレビ放送においては、一部の地域を除き平成 23 年 7 月にアナログ方式による地上放送が終了し、完全デジタル化の時代に移りました。これらに伴う受像機の買い替えで、選択できるメディアや視聴可能なコンテンツの種類が増加しています。また、インターネットの台頭はユーザーのメディア接触行動を変化させただけでなく、ソーシャルメディアという新たなメディアを生み出す等、産業構造の変化を促し始めています。そして、生産年齢人口の減少や国内需要の変化はメディア・コンテンツ産業の今後に大きな影響を及ぼすことは明らかです。

こうした中、メディア・コンテンツ産業各社はメディア相互の連携や協調、統廃合等による再編、さらには新たなビジネス機会への挑戦等によって、持続的成長のための可能性を模索する必要性に迫られています。

日本テレビグループは、日本テレビと子会社 33 社及び関連会社 21 社で構成され、放送事業を中核としたコンテンツビジネス事業、不動産賃貸事業、その他の事業を手がけています。特定地上基幹放送事業者である日本テレビは、地上テレビ放送のパイオニアとして昭和 27 年に設立され、昭和 28 年 8 月に放送を開始しました。放送開始から現在に至るまで「放送の社会的責任」を常に自覚し、正しく速やかな報道と国民の心に通う番組作りを心掛け、新しい放送文化の創造を通じて社会に貢献することを目指してきました。平成 18 年度期首に策定したグループ中期経営計画では、4 つのナンバーワン（①放送収入で No. 1、②放送外収入で伸び率 No. 1、③コンテンツ流通で売上 No. 1、④顧客満足度で No. 1）を目標に掲げ、実現に向けてグループを挙げて取り組んでいます。その結果の一つとして、放送事業では平成 23 年に、放送収入に大きな影響を与える世帯視聴率の年間三冠王（全日、プライム、ゴールデンの時間帯で世帯視聴率が 1 位）を 8 年ぶりに獲得しました。また、映画事業、通販事業等の放送外事業も積極的な企画の推進や取扱商品の開拓・開発等により、着実に成長しています。

BS 日本は、平成 10 年に設立され、平成 12 年 12 月に放送を開始しました。日本テレビの持分法適用関連会社であり、21 世紀を担う新たな基幹メディアとの位置付けで、日本テレビが地上放送で培った放送・制作のノウハウを活用し、「国民生活の充実、多彩な文化の創造と活力ある社会の構築等に寄与すること」を意図して、衛星基幹放送事業（広告放送）を展開しています。プロ野球巨人戦中継等の優良コンテンツを持つ一方で、カルチャー系番組や、紀行番組、アジアを中心とした海外発ドラマ等、番組ラインナップの強化にも注力しています。平成 22 年度の接触率調査では、全日、プライム、ゴールデンの 3 つの時間帯で 1 位を獲得しました。平成 24 年 2 月の調査では、BS デジタル放送の視聴可能世帯は 3,765 万世帯まで拡大しており、媒体力は大きく増加しています。こうしたことを背景に、今後も「放送時間帯別の視聴ターゲット」を想定した戦略的な改編、生情報番組の制作力強化に努め、魅力的なプログラムを提供する予定です。

シーエス日本は、平成 13 年に設立され、平成 14 年 3 月に放送を開始しました。BS 日本と同様に、日本テレビの持分法適用関連会社であり、日本テレビが培った放送・制作のノウハウやデジタルの特性

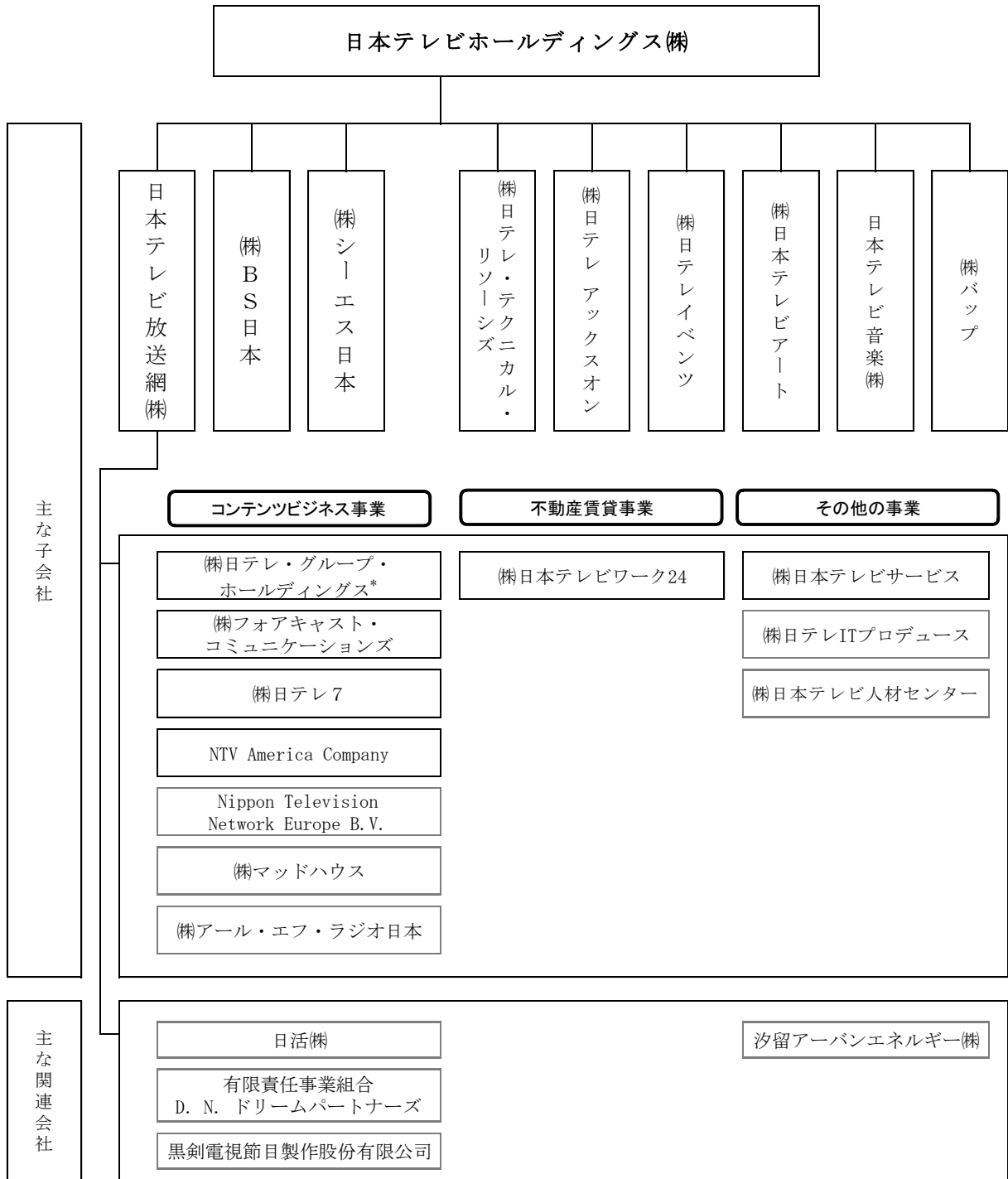
を活用し、衛星基幹放送事業（有料放送）を6つのチャンネル（「日テレG+」「日テレNEWS24」「日テレプラス」等）で展開しています。この内、自主管理チャンネルである「日テレプラス」は日本テレビの新旧名作ドラマやバラエティ番組を積極的に編成し、好評を博しています。シーエス日本の直接契約世帯は、スカパー！e2とスカパー！の合計で132万5千世帯（平成24年3月1日時点）、ケーブルテレビ局、光IPTVへの配信を含めると498万世帯と、順調に増加しています。シーエス日本は、これらのチャンネルにおいて個性的かつ魅力溢れる番組を番組供給事業者と共に放送していくことで加入の促進を図り、有料放送事業を推進していく方針です。

日本テレビ、BS日本及びシーエス日本の3社は、これまで放送・番組制作・番組供給等の面で連携しつつも、各々が独立した経営によってその成果を挙げてきました。しかし、今後はテレビ広告市場に大きな伸びが期待できない一方、BS多チャンネル時代の到来やCSチャンネルの再編等によって、広告・有料を問わず、放送事業者間の競争は激しさを増すと予想されています。こうした難局を乗り切るため、日本テレビ、BS日本及びシーエス日本の3社は、それぞれの強みを生かした総合的なメディア戦略を構築するための方策についてかねてより検討を重ね、その結果、日本テレビ、BS日本及びシーエス日本の3社が「より緊密な資本関係を構築すること」が、3社の企業価値の最大化のためには必要であり、そのためには、認定放送持株会社体制への移行による新しいグループ体制の構築が最善の策であるとの結論に至りました。

認定放送持株会社体制への移行にあたっては、会社法第757条に基づき、日本テレビを分割会社とし、グループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「本件事業」といいます）に関する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割を行うと同時に、会社法第767条に基づき、日本テレビを株式交換完全親会社とし、BS日本及びシーエス日本の2社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。また、認定放送持株会社体制への移行に伴い、日本テレビグループにおいてコンテンツ制作・流通機能を有する会社のうち6社を、日本テレビ、BS日本及びシーエス日本と並ぶ日本テレビホールディングスの直接の子会社とすることで、「放送・メディア」と「コンテンツ制作」という日本テレビグループの二つのコア・コンピタンスの統合と強化を推進していきます。

なお、日本テレビは、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、その商号を「日本テレビホールディングス株式会社」に変更します。

日本テレビは、平成25年8月に開局60周年を迎えます。今回の認定放送持株会社体制への移行を次の60年に向けた新たなるスタートとし、今後もメディア・コンテンツ産業におけるリーディング・カンパニーとして発展・成長していくため「改革と挑戦」を続けていきます。



(注) □は連結子会社 □は持分法適用会社

* (株)日テレ・グループ・ホールディングスは、本持株会社化に合わせて事業目的及び商号を変更する予定です。

2. 本持株会社化のスキーム及び商号の変更

認定放送持株会社体制への移行は、日本テレビを分割会社とする吸収分割により、日本テレビの本件事業に関する権利義務を分割準備会社に承継させること、並びに、日本テレビを株式交換完全親会社とし、BS日本及びシーエス日本の2社を株式交換完全子会社とする株式交換により、BS日本及びシーエス日本の発行済株式（日本テレビの有するそれぞれの株式を除きます）を日本テレビが取得することにより行います。

また、認定放送持株会社体制への移行に伴い、本吸収分割に先立ち、日本テレビの完全子会社である株式会社日テレ・グループ・ホールディングス（以下「日テレ・グループ・ホールディングス」といいます）において現物配当を行うことにより、日テレ・グループ・ホールディングスが全株式を保有するコンテンツ制作機能を有する4社の株式を日本テレビホールディングスに移転し、日本テレビホールディングスの直接の完全子会社とすることを検討しています。

なお、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、日本テレビは、その商号を「日本テレビホールディングス株式会社」に変更し、分割準備会社はその商号を「日本テレビ放送網株式会社」に変更する予定です。

3. 本持株会社化の効果

認定放送持株会社は、複数の地上放送局と一つのBS放送局及び最大で2トランスポンダーを使用するCS放送局を子会社として保有することが認められています。本吸収分割と本株式交換により、分割準備会社（「日本テレビ放送網株式会社」に商号変更予定）、BS日本及びシーエス日本の3社が、認定放送持株会社である日本テレビホールディングスの完全子会社となります。また、日本テレビグループにおいてコンテンツ制作・流通機能を有する会社のうち6社を、日本テレビホールディングスの直接の子会社とすることを検討しています。

認定放送持株会社体制への移行により、

- ① 地上テレビ放送事業を中核とする3波一体経営が推進され、コンテンツ価値の最大化が促進される
- ② グループの最大の強みであるコンテンツ制作力が更に強化され、放送のみならずインターネット等のあらゆる伝送路への発展的な進出と収益の拡大を図ることができる
- ③ 経営資源の効率的な配分が図られ、戦略機能の集約と新規事業への積極的な挑戦が進められる
- ④ 適正なガバナンス体制の構築が進むことによって、意思決定の迅速化、事業執行の機動性向上、経営効率の向上が図られる

等の効果が期待されます。

4. 本持株会社化の日程

本基本合意書締結承認取締役会（3社）	平成24年3月29日（木）
分割準備会社設立承認取締役会（日本テレビ）	平成24年3月29日（木）
本基本合意書締結（3社）	平成24年3月29日（木）
定時株主総会基準日（3社）	平成24年3月31日（土）
分割準備会社設立	平成24年4月中（予定）
最終契約書締結承認取締役会（3社）	平成24年5月10日（木）（予定）
吸収分割契約及び株式交換契約承認取締役会（日本テレビ）	平成24年5月10日（木）（予定）
株式交換契約承認取締役会（BS日本及びシーエス日本）	平成24年5月10日（木）（予定）
最終契約書締結（3社）	平成24年5月10日（木）（予定）
吸収分割契約締結（日本テレビ及び分割準備会社）	平成24年5月10日（木）（予定）
株式交換契約締結（3社）	平成24年5月10日（木）（予定）
株式交換契約承認定時株主総会（シーエス日本）	平成24年6月18日（月）（予定）
株式交換契約承認定時株主総会（BS日本）	平成24年6月21日（木）（予定）

吸収分割契約及び商号変更承認時株主総会（日本テレビ）	平成 24 年 6 月 28 日（木）（予定）
日テレ・グループ・ホールディングスによる現物配当の効力発生日	平成 24 年 9 月 30 日（日）（予定）
株式分割の基準日（日本テレビ）	平成 24 年 9 月 30 日（日）（予定）
株式分割の効力発生日（日本テレビ）	平成 24 年 10 月 1 日（月）（予定）
吸収分割の効力発生日（日本テレビ）	平成 24 年 10 月 1 日（月）（予定）
株式交換の効力発生日（3社）	平成 24 年 10 月 1 日（月）（予定）
商号変更日（日本テレビ及び分割準備会社）	平成 24 年 10 月 1 日（月）（予定）

（注 1）上記表において、「3社」とは、日本テレビ、BS 日本及びシーエス日本のことを意味します。

（注 2）日本テレビの無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本持株会社化は、(i) 日本テレビが認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定を含みます）、(ii) 分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（日本テレビの有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第 20 条第 2 項に基づく総務大臣の許可を含みます）若しくは(iii) 本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られないときには、その効力を失います。また、本持株会社化は、その効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること及び本持株会社化の効力発生日付で本株式分割が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

（注 3）本持株会社化の日程は、今後手続を進める中で、3社による協議の上、変更する場合があります。

（注 4）日本テレビは、本株式交換については、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」の手続により行います。

II. 本吸収分割の要旨及び分割準備会社の設立について

1. 本吸収分割及び分割準備会社設立の日程

前記「I. 本持株会社化による経営統合の背景と目的等 4. 本持株会社化の日程」をご参照ください。

2. 本吸収分割の方式

本持株会社化に際しては、本吸収分割の効力発生日から円滑に事業を開始するため、本吸収分割に先立ち、日本テレビが 100%出資する分割準備会社を設立した上で、日本テレビを分割会社とし、日本テレビの 100%子会社である分割準備会社に本件事業を承継させる吸収分割を行う予定です。

なお、分割準備会社の概要は以下のとおりです。

(1) 名 称	日本テレビ分割準備株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 6 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大久保好男
(4) 事 業 内 容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業
(5) 設 立 年 月 日	平成 24 年 4 月中（予定）
(6) 資 本 金	1 億円
(7) 決 算 期	3 月 31 日
(8) 大株主及び持株比率	日本テレビ放送網(株) 100%

（注） 分割準備会社は、平成 24 年 10 月 1 日（予定）に、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、その商号を「日本テレビ放送網株式会社」に変更する予定です。

3. その他

本吸収分割に係る割当ての内容、会社分割により増減する資本金、分割準備会社が承継する権利義務、債務履行の見込み、分割する事業部門の概要、本吸収分割後の状況等の本吸収分割の詳細については、現時点では未定であり、決定次第速やかにお知らせします。

III. 本株式交換の要旨

1. 本株式交換の日程

前記「I. 本持株会社化による経営統合の背景と目的等 4. 本持株会社化の日程」をご参照ください。

2. 本株式交換の方式

日本テレビを株式交換完全親会社としBS日本を株式交換完全子会社とする株式交換、及び日本テレビを株式交換完全親会社としシーエス日本を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、日本テレビにおいては、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで行う予定であり、また、BS日本においては、平成24年6月21日開催予定の定時株主総会、シーエス日本においては、平成24年6月18日開催予定の定時株主総会にてそれぞれ承認を受ける予定です。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本テレビ	BS日本	シーエス日本
本株式交換に係る割当ての内容	1	26	58
		(ご参考：株式分割考慮前) 2.6	(ご参考：株式分割考慮前) 5.8

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率

BS日本の普通株式1株に対して日本テレビの普通株式26株、シーエス日本の普通株式1株に対して日本テレビの普通株式58株をそれぞれ割当て交付します。但し、日本テレビが所有するBS日本及びシーエス日本の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

上記株式交換比率に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、3社による協議・合意の上、変更することがあります。

(注2) 株式分割及び単元株式数の変更

日本テレビは、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成24年9月30日(予定)を基準日として、同社の普通株式を1株につき10株の割合で、本吸収分割の効力発生日である平成24年10月1日(予定)をもって分割するとともに、同日をもって、普通株式に係る単元株式数を10株から100株に変更することとしています。上記割当比率及び日本テレビが交付する普通株式数は、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

(注3) 日本テレビが本株式交換により交付する新株式数(予定)

普通株式10,176,600株(本株式交換にあたり、日本テレビの自己株式の交付は行わない予定です)

上記は、平成23年12月31日時点における、BS日本の発行済株式総数(500,000株)及びシーエス日本の発行済株式総数(60,000株)に基づいて記載しています。

なお、BS日本及びシーエス日本は、本株式交換により日本テレビがBS日本及びシーエス日本の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに、BS日本及びシーエス日本が保有することとなる自己株式の全部を消却することを予定しているため、実際に日本テレビが交付する上記株式数は変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

なお、単元(100株)未満の日本テレビの株式の割当てを受ける株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、日本テレビ(本持株会社化に伴う商号変更後の「日本テレビホールディングス株式会社」)に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

4. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式交換完全子会社となるBS日本及びシーエス日本は、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

日本テレビ、BS日本及びシーエス日本は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正を期すため、日本テレビは野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます)、BS日本は株式会社エスネットワークス(以下「エスネットワークス」といいます)、シーエス日本は株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます)に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定をそれぞれ依頼し、株式交換比率算定書を受領しました。

野村証券は、日本テレビ、BS日本及びシーエス日本それぞれについて、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます)により株式交換比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定レンジは、日本テレビの普通株式1株に対する、BS日本及びシーエス日本の普通株式の算定レンジを記載したものであり、また、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

	採用手法	BS日本	シーエス日本
①	市場株価平均法	14～50	46～124
②	類似会社比較法	16～49	53～121
③	DCF法	28～29	53～59

なお、市場株価平均法については、平成24年3月27日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日までの1週間、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均を採用しています。なお、BS日本及びシーエス日本は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しています。

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、各社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、各社から提出された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます)については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

一方、エスネットワークスは、日本テレビ及びBS日本それぞれについて、市場株価平均法及びDC

F法による分析を行い、株式交換比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式交換比率の算定レンジは、日本テレビの普通株式1株に対する、BS日本の普通株式の算定レンジを記載したものであり、また、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

	採用手法	BS日本
①	市場株価平均法	24～29
②	DCF法	20～23

なお、市場株価平均法については、平成24年3月27日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間、算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均を採用しています。なお、BS日本は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しています。

エスネットワークスは、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます）については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

また、三井住友銀行は、日本テレビ及びシーエス日本それぞれについて、市場株価平均法、DCF法による分析を行い、株式交換比率を算定しました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式交換比率の算定レンジは、日本テレビの普通株式1株に対する、シーエス日本の普通株式の算定レンジを記載したものであり、また、本株式分割の効力が生じたことを前提とした数としています。

	採用手法	シーエス日本
①	市場株価平均法	83～86
②	DCF法	55～60

なお、市場株価平均法については、平成24年3月27日を算定基準日として、算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均を採用しています。なお、シーエス日本は非上場会社であり市場株価が存在しないため、市場性評価手法である類似会社比較法による算定結果を引用し、算定レンジを算出しています。

三井住友銀行は、株式交換比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます）については、各社の経営陣により当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。

(2) 算定の経緯

上記のとおり、日本テレビは野村證券に対し、BS日本はエスネットワークスに対し、シーエス日本は三井住友銀行に対し、それぞれ本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、平成24年3月29日付にて、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。

(3) 算定機関との関係

算定機関である野村證券、エスネットワークス及び三井住友銀行は、いずれも日本テレビ、BS日本及びシーエス日本の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

6. 上場廃止となる見込み及びその事由

日本テレビの株式については、本持株会社化後も引き続き東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。

7. 公正性を担保するための措置

本株式交換の公正性を担保するために、それぞれ他の当事会社から独立した第三者算定機関として、日本テレビは野村證券を、BS日本はエスネットワークスを、シーエス日本は三井住友銀行を選定し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を受領しています。

なお、各社は、いずれも上記第三者算定機関より、株式交換比率がそれぞれ株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

また、法務アドバイザーとして、日本テレビは森・濱田松本法律事務所を、BS日本は丸の内総合法律事務所を、シーエス日本は中村・角田・松本法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の手續及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けています。

8. 利益相反を回避するための措置

日本テレビはBS日本の発行済株式総数の39.52%の株式を、シーエス日本の発行済株式総数の33.50%の株式をそれぞれ保有しており、BS日本及びシーエス日本はいずれも日本テレビの持分法適用関連会社に該当します。また、本株式交換の当事会社である日本テレビ、BS日本及びシーエス日本について、株式会社読売新聞グループ本社（以下「読売新聞グループ本社」といいます）は、直接又は間接に日本テレビの発行済株式総数の22.28%の株式、BS日本の発行済株式総数の11.00%の株式、シーエス日本の発行済株式総数の20.00%の株式をそれぞれ保有しています（平成24年2月29日現在）。

上記の資本関係にあることから、日本テレビの本日開催の取締役会においては、シーエス日本の取締役を兼任している代表取締役社長執行役員の大久保好男氏、及びBS日本の取締役を兼任している社外取締役の渡邊恒雄氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、本基本合意書に関する審議及び決議には参加せず、両氏を除いた出席取締役全員の賛成により、本基本合意書の締結が決議されています。

また、BS日本の本日開催の取締役会においては、読売新聞グループ本社の代表取締役会長・主筆及び日本テレビの社外取締役を兼任している社外取締役の渡邊恒雄氏、読売新聞グループ本社の代表取締役社長を兼任している社外取締役の白石興二郎氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、本基本合意書に関する審議及び決議には参加せず、また、日本テレビからの出向者であり日本テレビの従業員の地位を有している取締役の小野寺徹氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、決議を棄権し、これらの取締役を除いた出席取締役全員の賛成により、本基本合意書の締結が決議されています。

さらに、シーエス日本の本日開催の取締役会においては、日本テレビの代表取締役社長執行役員を兼任している取締役の大久保好男氏、日本テレビからの出向者であり日本テレビの従業員の地位を有している取締役の柴田哲志氏、及び読売新聞グループ本社の完全子会社である株式会社読売新聞東京本社（以下「読売新聞東京本社」といいます）からの出向者であり読売新聞東京本社の従業員の地位を有している取締役の馬野耕至氏は、利益相反の可能性を排除する観点から、本基本合意書に関する審議及び決議に参加せず、これらの取締役を除いた出席取締役全員の賛成により、本基本合意書の締結が決議されています。

9. 本株式交換の当事会社の概要 (平成 23 年 12 月 31 日現在)

(1) 名称	日本テレビ放送網株式会社	株式会社 BS日本	株式会社 シーエス日本
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目6番1号	東京都千代田区二番町14番地	東京都千代田区二番町14番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 大久保好男	代表取締役社長 不破孝一	代表取締役社長 高雄孝昭
(4) 事業内容	放送法による基幹放送事業及び一般放送事業、放送番組の企画、製作及び販売、その他放送に関連する事業	(1) 放送法による基幹放送事業 (2) 放送番組等、各種ソフトの企画・制作・販売・広告及び宣伝業務 (3) 音楽・美術・演劇・スポーツ等各種催物の企画・制作・販売及び興行業務	(1) 放送法による 110 度CS衛星基幹放送事業 (2) 放送番組等の企画、制作及び販売 (3) その他放送に関連する一切の事業
(5) 資本金	185 億 7,599 万 7,144 円	250 億円	30 億円
(6) 設立年月日	昭和 27 年 10 月 28 日	平成 10 年 12 月 2 日	平成 13 年 3 月 27 日
(7) 発行済株式数	25,364,548 株	500,000 株	60,000 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従業員数	3,239 名 (連結)	49 名 (単体)	18 名 (単体)
(10) 主要取引先	(株)電通 (株)博報堂DYメディアパートナーズ (株)アサツーディ・ケイ	(株)電通 (株)博報堂DYメディアパートナーズ 日本テレビ放送網(株)	スカパーJSAT(株) 日本テレビ放送網(株) (株)ジュピターテレコム (株)アイキャスト
(11) 主要取引銀行	(株)みずほコーポレート銀行 (株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほコーポレート銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	(株)読売新聞グループ本社 14.84% 読売テレビ放送(株) 6.20% (株)読売新聞東京本社 5.37% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 4.57% シービーニューヨークオービス エスアイシーアーヴィー 4.38%	日本テレビ放送網(株) 39.52% (株)読売新聞東京本社 11.00% 読売テレビ放送(株) 6.00% パナソニック(株) 5.00% 中京テレビ放送(株) 4.01% (株)東芝 4.00% 東日本電信電話(株) 2.98% 日本電気(株) 2.50%	日本テレビ放送網(株) 33.50% (株)読売新聞東京本社 15.00% 学校法人帝京大学 10.00% (株)イトーヨーカ堂 9.00% (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 5.00% (株)読売新聞西部本社 5.00% (株)東芝 4.00%

	シービーニューヨーク オービスファンズ 3.71%	札幌テレビ放送(株) 2.00%	(株)セガ 3.50%
	学校法人帝京大学 3.53%	(株)福岡放送 2.00%	ソニー(株) 3.00%
	日本マスタートラスト 信託銀行(株) (信託口) 3.19%	(株)三井住友銀行 2.00%	日本電気(株) 3.00%
	(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ 2.99%	(株)三菱東京UFJ銀行 2.00%	トヨタ自動車(株) 3.00%
	(株)リクルート 2.54%		

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	日本テレビは、BS日本の発行済株式総数の39.52%を、シーエス日本の発行済株式総数の33.50%を保有しています。
人 的 関 係	日本テレビの社外取締役1名がBS日本の社外取締役を、取締役1名がBS日本の監査役を、取締役1名がBS日本の社外監査役を、社外監査役1名がBS日本の社外取締役を兼務しています。また、日本テレビの取締役1名がシーエス日本の取締役を、取締役2名がシーエス日本の社外監査役を兼務しています。また、日本テレビの従業員12名がBS日本に、日本テレビの従業員2名がシーエス日本に出向(兼務出向を含みます)しており、日本テレビの従業員1名がBS日本の取締役を、日本テレビの従業員1名がシーエス日本の取締役を兼務しています。
取 引 関 係	日本テレビは、BS日本におけるBSデジタル放送番組の販売及び制作受託等をしており、BS日本は、日本テレビにおける一部番組のネットワーク放送等をしてしています。また、日本テレビは、シーエス日本におけるCSデジタル放送番組の供給等をしてしています。加えて、日本テレビは、所有している建物等をBS日本及びシーエス日本に賃貸しています。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	BS日本及びシーエス日本は、日本テレビの関係会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) (3)の代表者の役職・氏名に記載のあるBS日本の代表取締役社長不破孝一氏は、平成24年2月6日に逝去され退任したため、現在は代表取締役専務室川治久氏が同社の代表者となっています。

(注2) (13)の資本関係は、平成24年2月29日現在における割合を記載しています。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

日本テレビ(連結)

(単位:百万円 特記しているものを除く)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
連 結 純 資 産	400,417	416,366	427,496
連 結 総 資 産	498,457	513,788	528,398
1株当たり連結純資産(円)	15,853.59	16,661.03	17,113.94
連 結 売 上 高	324,563	296,933	297,894

連結営業利益	12,214	23,562	31,670
連結経常利益	16,225	27,184	38,702
連結当期純利益	5,622	16,595	21,048
1株当たり連結当期純利益(円)	227.70	676.43	859.69
1株当たり配当金(円)	180.00	290.00	290.00

BS日本(単体)

(単位:百万円 特記しているものを除く)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
純資産	9,464	10,275	12,002
総資産	10,242	10,965	12,805
1株当たり純資産(円)	18,929.69	20,551.71	24,004.15
売上高	6,043	6,764	8,324
営業利益	579	772	1,701
経常利益	628	813	1,768
当期純利益	624	811	1,726
1株当たり当期純利益(円)	1,249.00	1,622.02	3,452.44
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注) BS日本には会社法第444条第3項の適用がないため、上記財務数値は単体の数値を記載しています。

シーエス日本(単体)

(単位:百万円 特記しているものを除く)

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
純資産	2,821	3,106	3,475
総資産	3,074	3,644	4,056
1株当たり純資産(円)	47,020.52	51,772.09	57,931.33
売上高	2,830	3,109	3,524
営業利益	203	422	703
経常利益	204	422	704
当期純利益	203	285	399
1株当たり当期純利益(円)	3,393.97	4,751.57	6,659.23
1株当たり配当金(円)	-	500.00	1,000.00

(注) シーエス日本には会社法第444条第3項の適用がないため、上記財務数値は単体の数値を記載していません。

IV. 会社分割及び株式交換後の状況

1. 本吸収分割及び本株式交換後の上場会社(持株会社)の状況

(1) 名称	日本テレビホールディングス株式会社 英文社名: Nippon Television Holdings, Inc.
(2) 所在地	東京都港区東新橋一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 大久保好男
(4) 事業内容	グループ経営管理事業
(5) 資本金	186億円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産(連結)	現時点では確定していません。
(8) 総資産(連結)	現時点では確定していません。

(注 1) 日本テレビは、平成 24 年 10 月 1 日（予定）に、本持株会社化の効力が生ずることを条件として、その商号を「日本テレビホールディングス株式会社」に変更する予定です。

(注 2) 認定放送持株会社体制への移行後の役員体制については、今後検討の上、別途お知らせします。

2. 会計処理の概要

本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）における「共通支配下の取引」に該当し、のれん（又は負ののれん発生益）は発生しない見込みです。

また、本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当し、日本テレビを取得企業とするパーチェス法を適用する見込みです。本株式交換に伴いのれん（又は負ののれん発生益）が発生する可能性があります。その金額については現時点では未確定です。

3. 今後の見通し

放送事業 3 社を中心とし、今後、統合準備委員会を設け、具体的な統合シナジーやコンテンツ制作力の強化に重点を置いた最適なグループ構造等を検討・追求していきます。本持株会社化後、日本テレビホールディングスグループとしての平成 25 年 3 月期の業績予想及び中期経営計画につきましては、決定後速やかに公表したいと考えています。

(参考) 日本テレビの当期業績予想（平成 24 年 2 月 2 日公表分）及び前期実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想（連結） （平成 24 年 3 月期）	300,500	29,300	34,000	19,300
前期実績（連結） （平成 23 年 3 月期）	297,894	31,670	38,702	21,048

(注) 平成 23 年 3 月期の数値については、平成 23 年 6 月 30 日付で日本テレビが提出した「有価証券報告書」の記載に基づく数値です。

以上